

## 【旧相川拘置支所・旧鉾山住宅】施設利用に際しての予防対策ガイドライン

令和2年5月27日制定  
令和2年7月29日改定  
令和2年10月1日改定  
佐渡市世界遺産推進課

新型コロナウイルス感染拡大防止と旧相川拘置支所及び旧鉾山住宅(以下「施設」という。)での公開活用を図るために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、施設における感染拡大防止対策の基本的な考え方を示すものである。

本ガイドラインは、今後の対応方針の変更のほか、感染拡大の動向等を踏まえ、適宜改定を行うものとする。

### 1 対策の期間

○7月29日から当分の間

### 2 感染防止のための基本的な考え方

世界遺産推進課は、施設規模や利用の形態を十分に踏まえて、施設において、職員及び施設管理の業務を受託する者(以下「職員等」という。)並びに施設利用者(以下「利用者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の対策を講ずるものとする。

特に「密閉空間、密集場所、密接場面の3つの条件(いわゆる「三つの密」)」のある場所では感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これらを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないよう徹底する。

### 3 具体的な対策

世界遺産推進課は、新型コロナウイルスの主な感染経路である「接触感染、飛沫感染のそれぞれについて、職員等や見学者の動線や接触等のリスクを評価するとともに、実施事業によっては一定数の人の移動等が想定されることもあるため、集客施設としてのリスクや地域における感染状況のリスク」にも留意し、以下の対策を講じる。

#### (1) 施設利用における感染防止対策

- ① 公開施設の内部扉、襖を開放する。
- ② 次の感染防止対策を施設出入口の張り紙により周知する。
  - ・施設内の構造物及び設置物等に直接手を触れないようにすること
  - ・人と人との接触を避け(できるだけ2mを目安に)対人距離を確保すること
  - ・小学生以上の利用者はマスクを着用すること
  - ・大声での会話や発声等を控えること

③ 具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断される場合は、施設の利用を停止する。

(2) 利用者等の安全確保のために実施すること。

① 次の項目に該当する者は見学を控えるよう施設出入口の張り紙により周知する。

- ・発熱症状がある場合
- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いたるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ・過去2週間以内に感染流行地域への訪問歴がある場合 ※但し、(発熱・息苦しさ、強いたるさや軽度であっても咳・咽頭痛など)症状がない場合は利用可能とする。

② 緊急連絡先及び施設管理者の連絡先を張り紙で案内表示する。

1) 体調異変者を発見した場合の連絡先

- ・佐渡市消防本部(119)
- ・佐渡金銀山ガイドンス施設「きらりうむ佐渡」(TEL:0259-74-2215)

2) 見学中に体調異変が生じた時の連絡先

- ・佐渡市消防本部(119)
- ・佐渡市立相川病院(TEL:0259-74-3121)
- ・佐渡保健所(新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター)  
(TEL:0259-74-3403)

(3) 対応にあたる職員等の安全管理のために実施する事項

職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に 37.5 度以上(又は平熱比1度以上)が記録された場合や、息苦しさ(呼吸困難)・強いたるさや、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果は世界遺産推進課で記録する。

(4) 施設利用中に感染が疑われる者がでた場合、以下のとおり対応する。

- ・対応する職員等は、マスクや手袋の着用等の防護対策を講じた上で対応する。
- ・利用した部屋の換気を行う。
- ・職員等は保健所と連携し、濃厚接触者調査への情報提供に協力するとともに施設の消毒や管理について相談・指導を受ける。

(5) 施設管理

① 施設管理業務受託者は、特に他者と共有するドアノブなど手が触れる場は定期的に消毒(解錠時、施錠時)を行うとともに、内部扉、襖を開けておく等、手が触れる機会が最低限となるようにする。

② 施設管理業務受託者は、清掃の際マスクや手袋の着用を徹底し、作業を行うこ

とし、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

- ③ 施設利用に係るゴミは各自で持ち帰る。
- ④ 職員等は注意喚起表示及び案内表示について定期的に確認する。
- ⑤ リスクレベル3になった場合は、一旦、施設の利用を制限し、感染経路や濃厚接触者の足取り等がはっきりした段階で利用制限を解除する。
- ⑥ リスクレベル4になった場合は、施設の利用について原則閉鎖する。なお、再開については、感染拡大状況に応じて検討する。

#### (6) トイレ(旧鉱山住宅)

- ① 施設管理業務受託者は、不特定多数が接触する場所(便器、床、ドアノブなど)の、清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ③ 施設管理業務受託者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

#### (7) 広報・周知

職員等及び利用者に対して、以下の事項を周知する。

- ・利用者に対して、本ガイドラインの公表により、施設利用における注意喚起と「新しい生活様式」を周知する。
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・健康管理の徹底
- ・差別防止の徹底
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応